

平成 20 年 4 月 14 日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 15 年 5 月 15 日付け高農第 2391 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 5 件である。

- (1) 弦打漁業協同組合に対して平成 8 年および平成 9 年に支払った漁業補償金 5 億 5 千万円に関する同組合との覚書，協定書その他の一切の契約書類
- (2) 上記漁業補償金 5 億 5 千万円の支払に関する一切の会計書類（請求書，内訳書，歳出管理票その他の支出負担行為・支出命令の内容の分かる一切の文書を含む。）
- (3) 上記（1）の弦打漁業協同組合の組合員名簿，組合員数の分かる文書
- (4) 上記漁業補償金 5 億 5 千万円の個々の組合員の受領を証する一切の文書
- (5) 上記漁業補償金 5 億 5 千万円の支出に関する審議に係る高松市議会本会議および各種委員会の議事録を抜粋した資料（公開条例の適用除外文書を除く。）

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部

公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり，本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成15年3月4日付けで高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき，対象行政文書の公開請求があり，同日付けでこれを受理した。実施機関は，同月17日付けで一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定をし，請求人に通知した。請求人は，同月28日付けで「本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し，実施機関は同日付けでこれを受理した。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

本件請求文書は，高松市郷東町への高松市食肉センターの移転・建設にあたり，弦打漁業協同組合と種々協議を重ねた結果，漁業権の消滅を前提として建設同意が得られ，それに対して支払われた漁業補償5

億 5 千万円に関するものである。

- (2) 弦打漁業協同組合に対して平成 8 年および平成 9 年に支払った漁業補償金 5 億 5 千万円に関する同組合との覚書，協定書その他の一切の契約書類及び支払いに関する一切の会計書類について

本件文書は，高松市食肉センターを郷東町へ移転・建設するにあたり，弦打漁業協同組合と本市が交わした覚書，覚書の一部変更覚書，漁業損失補償に関する契約書，歳出管理票からなる。

このうち，非公開とした情報は，代表理事の氏名・生年月日，組合員の氏名・住所・印影，個人補償額，漁業協同組合の所在地，組合員の員数，漁業権の名称，金融機関情報（金融機関名，支店名，口座種別・番号，口座名義人），相手方印影，漁業協同組合の活動上の秘密に関する情報および漁業協同組合との交渉内容（漁業損失補償の内容および補償額）である。

- (3) 弦打漁業協同組合の組合員名簿，組合員数の分かる文書について

上記請求対象文書については，組合員名簿については対象文書が存在しない。また，組合員数の分かる文書は，請求内容 1 - (1) および 1 - (2) の対象文書に記載部分がある。決定については 4 - (2) のとおりである。

- (4) 弦打漁業協同組合に支払った漁業補償金 5 億 5 千万円の個々の組合員の受領を証する一切の文書について

本件文書は，配分明細書からなる。

- (5) 弦打漁業協同組合に支払った漁業補償金 5 億 5 千万円の支出に関する審議に係る高松市議会及び各種委員会の議事録を抜粋した資料について

上記請求対象文書は，存在しない。

- (6) 非公開とした理由について

ア 代表理事の氏名・生年月日，組合員の氏名・住所・印影および個人補償額については，通常他人に知られたくない個人に関する情報であり，これらを公開することは当該個人の正当な利益を害し，その結果，不利益を与えることが明らかである。

よって、条例7条1号に該当し、非公開とした。

イ 配分明細書には、組合員の住所、氏名、個人別補償額および受領印が記載されており、それ以外に有意情報はなく、これらは個人に関する情報であり、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、条例7条1号に該当し、非公開とした。

ウ 漁業協同組合の所在地、組合員の員数および漁業権の名称は、公開されることによりそのものの信用・名誉・社会的評価の低下を招いたり社会的活動の自由を損なうなど、当該法人に不利益を与えることが明らかである。

よって、条例7条2号に該当し、非公開とした。

エ 金融機関情報（金融機関名、支店名、口座種別・番号、口座名義人）は、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定しているとは到底言い得ないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害する。

よって、条例7条2号に該当し、非公開とした。

オ 相手方印影は、公開すべき合理的理由および必要性がなく、これを公開することにより偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言いきれず、当人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、条例7条2号に該当し、非公開とした。

カ 漁業協同組合との活動上の秘密に関する情報は、公開することにより当該団体の正当な利益を害し、著しい不利益を与えることが明らかである。

よって、条例7条2号に該当し、非公開とした。

キ 漁業協同組合との交渉内容（漁業損失補償の内容および補償額）については、高松市と相手方関係者との信頼関係に基づき合意したものであり、これを公開すれば、相手方関係者に不信の念を抱かせ、事業への協力を得られなくなる等により、当該事業の適正な遂行に支障を

およぼし、今後の同種の事務事業の実施に伴う関係者との交渉において、不合理または過大な要求をされるなどにより、経費が増大し、実施が遅れるなどにより、本市の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがある。

よって、条例7条5号に該当し、非公開とした。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は1-(1)および1-(2)については、覚書の締結に関する文書として、執行伺、歳出管理票（支出負担行為決議）および覚書であり、漁業損失補償金の一部支払に関する文書として、歳出管理票（支出命令）および請求書であり、覚書の一部を変更する覚書の締結に関する文書として、執行伺および覚書の一部変更覚書であり、契約の締結に関する文書として、執行伺、歳出管理票（支出負担行為決議）および契約書であり、漁業損失補償金の残金支払に関する文書として、歳出管理票（支出命令）、請求書、漁業協同組合に関する認可書および漁業権に関する通知書である。

1-(4)については、漁業補償金5億5千万円の個々の組合員への配分明細書（組合員の氏名・住所・個人補償額・印影が記載されている。）であり、1-(3)のうち組合員名簿および1-(5)については行政文書不存在の決定をしている。

実施機関の説明によると、対象行政文書のうち、漁業協同組合代表理事の氏名・生年月日、組合員の氏名・住所・印影、個人補償額、漁業協同組合の所在地、組合員の員数、漁業権の名称、金融機関情報（金融機関名、支店名、口座種別・番号、口座名義人）、相手方印影、漁業協同組合の活動上の秘密に関する情報および漁業協同組合との交渉内容（漁業損失補償の内容および補償額）について、それぞれ非公開としたとのことであった。

本件対象行政文書は、迷惑施設である高松市食肉センター建設に伴う特定の漁業協同組合との漁業補償の交渉から支出に至るまでの一連の文書である。

- (1) 個人補償額，漁業協同組合の活動上の秘密に関する情報および漁業協同組合との交渉内容（漁業損失補償の内容および補償額）について

個人補償額は，本件漁業協同組合およびその組合員に対する漁業損失補償の対象，方法，最終的に支出された補償金額など漁業損失補償の中核となる情報であり，漁業協同組合の活動上の秘密に関する情報は，当該組合の内部管理情報である。

一般に，公共工事に伴う漁業損失補償は，公的資金を支出するものである以上，補償の要否および補償の額についても適正であることが予定されているが，漁業への影響など様々な要因によって決定されることから，非常に個別性が高く，他の補償事例と比較するのは容易ではない。したがって，これらの情報が公開されれば，将来，市が損失補償の交渉を行うにあたり，前例との補償内容の差異から補償の交渉相手の理解をいたずらに混乱させ，あるいは，市が交渉相手から前例と同様であるとして高額の補償額を要求されるなどして，将来の補償交渉が難航し，ひいては漁業損失補償の最終的な合意の成立が遅延するなど同種事業の執行が困難になるおそれがある。

したがって，これらの情報は，公になることにより市の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがあり，条例7条5号に該当するものと考えられる。

- (2) 漁業協同組合代表理事の氏名・生年月日，組合員の氏名・住所・印影，漁業協同組合の所在地，組合員の員数および漁業権の名称について

これらの情報は，直接または他の関連情報と照合することにより本件漁業協同組合の組合員が識別されうる情報であるから，当該組合員が漁業損失補償の対象者であることが明らかになるが，本件の交渉が第三者に明らかにしないことを前提としてなされた経緯に照らすと，これらの情報が公開されれば，当該組合員らが不快不信の感情を抱き，将来同種の事務事業や当該事業の周辺事業の適正な執行が困難になるおそれがあり，条例7条5号に該当するものと考えられる。

- (3) 金融機関情報（金融機関名，支店名，口座種別・番号，口座名義人）について

当審査会は、これまで金融機関情報については、「事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとはとうてい言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 相手方印影について

当審査会は、これまで法人の印影については、「公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(5) 行政文書不存在の当否について

実施機関の説明によると、1-(3)のうち「組合員名簿」については取得しておらず、1-(5)については閲覧可能な行政資料としての議事録以外には保有していなかったため、それぞれ行政文書不存在としたとのことであった。

この点、当該文書について、実施機関が行政文書不存在とした主張に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 5 年 5 月 1 5 日	諮問書受理
平成 2 0 年 1 月 1 1 日	実施機関からの非公開理由書受理
平成 2 0 年 2 月 2 6 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	答申案審査
平成 2 0 年 4 月 1 4 日	答申